

徳島県告示第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
不動土地改良区

二 就任役員

役員名	氏名	住 所
監 事	加納義文	徳島市不動本町一丁目二四七七